

中国消費金融会社の法規制と法務上の留意事項について

熊 潔
西南政法大学

茶 めぐみ
三井住友信託銀行

要旨

2009年7月22日、銀行業監督管理委員会（以下、「銀监会」という）は、「消費金融施行管理弁法」（以下、「消費金融管理弁法」という）を公布した。消費金融管理弁法に基づき、2010年に入ってから、4社が銀监会の認可を得て、消費金融会社を開業したが、2012年6月末日現在、上記4社以外で開業している消費金融会社は無い。その原因としては、上記4社の開業後の業績が芳しくないことが考えられる。

消費金融会社の法的根拠となる消費金融管理弁法は、第1章 総則、第2章 設立、変更及び終了、第3章 業務範囲及び経営規則、第4章 監督管理、第5章 附則の全5章、全39条からなる。

消費金融会社の設立は、銀监会の定める認可条件を満たす必要があり、出資者については、主たる出資者の条件と一般出資者の条件があり、主たる出資者、一般出資者共、出資持分に対し、3年以内に譲渡しない旨を定款に記載することが義務づけられている。また、消費金融会社の最低登録資本金は3億人民元である。

消費金融会社は、耐久消費材貸付の実績があり、かつ返済履歴の良好な借入人に対してしか、資金用途を限定されない一般用途の消費者貸付を行うことはできない。また、借入人の月収5倍を超える金額の与信供与は禁止されている。

消費金融管理弁法は、消費金融会社に対し、高度なリスク管理体制の構築を要求する代わりに、貸付施策の決定及びリスク統制に係る核心的技術と密接に関連する業務以外の業務については、外部委託を認める規定がある。もっとも、消費金融会社は、外部委託契約に調印署名する前に、あらかじめ、中国銀行業監督管理委員会に対し、外部委託業務に係る主たるリスク及び想定されるリスクの回避措置等を報告する必要がある、綿密な計画が必要であると考えられる。

消費金融会社に、借入人から提供される個人情報について、秘密保持義務を負う。

消費者金融市場の拡大に伴い、多重債務者問題、ヤミ金融問題も、顕在化することが考

えられる。現在、「中華人民共和国消費者権利保護法」において、消費者金融の利用者は、「消費者」は含まれていないため、消費者金融から起因する紛争が発生した場合には、同法が適用されないと考えられる。しかし、近年、「金融消費者」概念を同法に追加し、消費者保護の対象にすべきという意見も多数ある。

はじめに

2009年7月22日、銀行業監督管理委員会（以下、「銀监会」という）は、「消費金融施行管理弁法」（以下、「消費金融管理弁法」という）を公布した。消費金融管理弁法に基づき、2010年に入ってから、以下の4社が銀监会の認可を得て、消費金融会社を開業している¹。

北京 北銀消費金融有限公司（北京銀行100%出資）（2010年3月1日開業²）

上海 中銀消費金融有限公司（中国銀行51%出資）（2010年6月12日開業³）

成都 四川錦程消費金融有限責任公司（成都銀行、マレーシア Hong Leong Bank との中外合弁会社）（2010年3月1日開業⁴）

天津 捷信消費金融(中国)有限公司（チェコ PPF グループ）（2010年12月1日開業⁵）

なお、2012年6月末日現在、上記4社以外で開業している消費金融会社は無い。その原因としては、上記4社の開業後の業績が芳しくないことが考えられる。

中国の消費金融会社を規制する法令は消費金融管理弁法しかないことから、本稿では、消費金融管理弁法と日本や中国の他の法令等とを比較しながら、中国の消費金融会社の法規制と法務上の留意事項を検討するものである。

¹ 西村あさひ法律事務所「中国における消費者金融会社の設立解禁とその取り組みについて」
http://www.jurists.co.jp/ja/topics/docs/newsletter_201006_finance.pdf
NNA. ASI「消費者金融に初の認可、北京など3都市で」（2010年1月8日）
<http://nna.jp/free/news/20100108cny002A.html>

² 北銀消費金融有限公司ホームページ <http://www.bobcfc.com/html/web/about.html>

³ 上海証券報 2010年6月17日ニュース
http://www.cnstock.com/paper_new/html/2010-06/17/content_27114.htm

⁴ 四川錦程消費金融有限責任公司ホームページ <http://www.jccfc.com/about.php?aid=6>

⁵ 人民網日本株式会社「中国初の外資系消費者金融会社が営業開始」
<http://j.people.com.cn/94476/7219378.html>
日経ビジネス「現金貸さない消費者金融」（2010年6月29日）
<http://business.nikkeibp.co.jp/article/topics/20100625/215145/?P=1>

1. 消費者金融会社と小額貸付会社

2008年5月、消費金融管理弁法に先駆けて、銀监会と中国人民銀行は「小額貸付会社試験の指導意見」（2008年5月4日公布⁶）（以下、「本指導意見」という）を公布した⁷。本指導意見に基づき、各地方政府は「小額貸付会社試験規則」（地方により正式名称は異なる）を制定し、これにより設立された小額貸付会社は2012年2月末現在、4072社ある⁸。

監督官庁は、消費者金融会社は銀监会であるが、小額貸付会社は各地方政府の金融監督部門と監督官庁である⁹。この監督官庁の違いについては、以下の理由が考えられる。

(1) 融資対象

本指導意見によれば、小額貸付会社は、農村及び発展途中地域への資金流動を指導し、農村地域の金融サービスを改善し、農業、農民及び農村経済の発展を促進し、ならびに社会主義新農村の建設をサポートするために開始された業態である。そのため、小額貸付会社は主に農民及び零細企業を融資対象としている。一方、消費者金融会社については融資対象を限定せず、一般の中低所得者が対象になると想定されている。

(2) 地方の経済事情

小額貸付会社は、県（日本の市町村レベルの行政区分）ごとに地域限定して設立される。これは、中国の国土が広大であり、経済事情が地方によって大きく異なるため、様々な地方の複雑な経済事情に対応するためと思われる。実際、一部の省（浙江省¹⁰等）では、外資による小額貸付会社設立を禁止しているという報道がある。かかる地方においては、民間による貸付は盛んに行われており、資金源が充実しているため、小額貸付会社は、大量の

⁶ http://www.gov.cn/gzdt/2008-05/08/content_965058.htm

⁷ みずほ総合研究所「「中国版ノンバンクローン」の現状と課題～個人消費拡大の基盤拡充に向けて～」(2010年3月24日)

<http://www.mizuho-ri.co.jp/research/economics/pdf/asia-insight/asia-insight100324.pdf>

⁸ 新華経済株式会社「中国小口融資企業、1～2月は利益2.36倍 業績急拡大に警鐘も」(2012年4月23日)

<http://xinhua.jp/socioeconomy/economy/294587/>

⁹ 日本の貸金業法上の貸金業者の監督官庁は、2つ以上の都道府県に営業所や事務所のある業者については財務局、1つの都道府県内だけに営業所等がある場合は各都道府県の金融課や商工課となっている。また、銀行や運用型信託会社は内閣総理大臣の認可が必要だが、管理型信託会社は内閣総理大臣の登録で足り、監督も、金融庁から事務委任を受けた財務局の管轄となっている。

¹⁰ もっとも、浙江省の弁法を確認すると、同弁法において出資者に関する規制は明白ではない。小額貸付会社の設立が許可制となっているため、許可申請する段階で審査機関が外資かできるかについて判断するのではないと思われる。

民間資金を有効に活用させるための手段となっていることが考えられる。地方の経済事情の違いを鑑みれば、私見ではあるが、全国同一の規定を置くことは、ほぼ不可能だと考える。

(3) 国民経済に与える影響

国民経済への影響という観点からは、消費者金融会社は、小額貸付会社より、国民経済に与える重要性が大きいため、消費者金融会社の営業許可及び監督に対しては国レベルの監督機関、小額貸付会社の営業許可は地方政府の行政機関、監督は地方政府の主管部門となっていることが考えられる。

2011年1月28日、プロミス株式会社が、「中国・瀋陽市での消費者金融事業の営業許可取得のお知らせ」というニュースリリースを出しているが、この営業許可は、小額貸付会社「瀋陽金融商貿開発区 普羅米斯 小額貸付有限責任会社」として取得している¹¹。

2. 消費金融管理弁法の制定

消費金融会社の法的根拠となる消費金融管理弁法は、第1章 総則、第2章 設立、変更及び終了、第3章 業務範囲及び経営規則、第4章 監督管理、第5章 附則の全5章、全39条からなる。以下、消費金融管理弁法を概観しながら、法務上の留意事項を検討する。

(1) 総則(第1章)

消費金融管理弁法の目的は、「消費金融業の発展を促進し、かつ、消費金融業務を経営するノンバンク金融機構の行為を規範化するため」(第1条)である。また、「消費金融会社」は、「中国銀行業監督管理委員会の認可を経て、中華人民共和国国内に設立された、公衆の預金を吸収せず、小口及び分散を原則とし、中国国内居住者個人のための消費を目的とする貸付けを提供するノンバンク金融機構」であると定められている(第2条)。

銀行業監督管理法第2条第1項において、「銀行業金融機構」は、「中華人民共和国国内において設立する商業銀行、都市信用合作社、農村信用合作社、公衆の預金を金融機構及び政策銀行をいう」と限定列挙されているため、かかる意味において、消費金融会社は、

¹¹ プロミス「中国・瀋陽市での消費者金融事業の営業許可取得のお知らせ」(2011年1月28日)
http://www.promise.co.jp/news/news_20110128_631.html

日本経済新聞電子版8月14日付報道によれば、イオンも、傘下のイオンクレジットサービスが主体となり、中国本土で個人向け金融に参入する。第1弾として瀋陽市(遼寧省)で家電量販店最大手の蘇寧電器集団と加盟店契約を結び、サービスを始める。

「ノンバンク金融機構」である。

なお、消費金融管理弁法制定にあたり、銀行業監督管理法は改正されていないが、同法第2条第3項において、「国务院銀行監督管理機構の認可を得て設立する金融機構は管理監督については、本法の銀行業金融機構監督管理に対する規定を適用する」と定められているため、消費金融会社は、同法同条同項で明示されている金融資産管理会社、信託投資会社、財務会社、金融リース会社同様、銀行業監督管理法の適用がある。

一方、小額貸付会社は、前述の通り、地方政府における主管部門により、監督管理されているため、銀監会の直接の監督管理はないと考えられる。もっとも、小額貸付会社が設立の際に、所在地域における警察、銀監会の派出機関及び中国人民銀行の派出機関に関連資料を届け出る必要はある。

銀監会に認可されているノンバンク金融機構は、「商号等の使用制限」があり、消費金融会社も、「消費金融」という名称を商号に使用する必要がある（第3条）。なお、小額貸付会社も、消費金融会社同様、「小額貸付」という名称を商号に使用しなければならない¹²。

(2) 設立、変更及び終了（第2章）

消費金融会社の設立は、銀監会の定める認可条件を満たす必要がある（第5条）。各条件は、第2章に詳細な規定がある。

まず、出資者については、主たる出資者の条件（第6条）と一般出資者の条件（第7条）を満たす必要がある。

主たる出資者とは、設立予定の消費金融会社の登録資本の50%を下回らない出資者であり、一般出資者とはそれ以外の出資者のことである（第33条）。主たる出資者は、国内外の金融機構及び銀監会に承認するその他の出資という要件が一律に課されているため、金融機構以外の業態が消費金融会社を設立することは、ハードルが高いと考えられる。さらに、5年以上の消費金融分野での業務従事経験にくわえ、純資産額600億人民元（約7,300億円）、連結財務諸表ベースで2期連続黒字、自己資金により、第7条に定める一般出資者と共同で、第8条に定める3億人民元（約40億円）を準備する必要がある。一方、一般出資者が

¹² 日本では、銀行、労働金庫、信用金庫、保険会社、信託会社、無尽会社、農業協同組合、漁業協同組合、事業協同組合、消費生活協同組合など一部の業務について、誤認防止のため、商号や名称の中に「銀行」、「労働金庫」、「信用金庫」などそれぞれの業種を示す文字を使用しなければならないものと定められている（銀行法6条1項、労働金庫法8条1項、信用金庫法6条1項、保険業法7条1項、信託業法14条1項、無尽業法4条1項、農業協同組合法4条1項、水産業協同組合法3条1項、中小企業等協同組合法6条1項、消費生活協同組合法3条1項）

金融機構の場合は、自らの登録資本が3億人民元以上であることが必要であり、ノンバンク金融機構の場合は、これに加えて純資産率が30%以上という条件が課される。

特徴としては、主たる出資者、一般出資者共、出資持分に対し、3年以内に譲渡しない旨を定款に記載することが義務づけられている点である。商業銀行法や金融リース会社管理弁法等にも、同種の規定はなく、消費金融会社についてのみかかる規定がおかれた趣旨は、投機的な外資系金融機関はもちろん、投機的な国内の一般投資者の参入をも、防ぐ目的があったのではないかと推察される。もっとも、商業銀行ほど消費者金融会社について規制が整備されていないことが原因で、譲渡禁止の規定が置かれたとも考えられる。

消費金融会社の最低登録資本金は3億人民元である。商業銀行法第13条において、商業銀行設立に資本最低額は10億人民元、都市合作商業銀行設立の資本最低額は1億人民元、農村合作商業銀行設立の資本最低額は5000万人民元となっていることから考えると、相対的に高い最低資本金が課されることになる。

もっとも、2003年に「自動車金融会社管理弁法」を廃止して、2008年に新たに公布された「自動車金融会社管理弁法」においては、最低登録資本金は、5億人民元である。明文上、銀行業金融機構による出資の禁止はないが、主たる出資者は自動車の製造または販売企業及びノンバンク金融機構とされている。

ノンバンク金融機構の最低登録資本金が、比較的高い水準におかれている理由としては、中華人民共和国会社法上、2005年会社法改正¹³においても、資本金は債権者保護の重要な手段として考えられているため、ノンバンク金融機構については、一般の会社とは異なり、過去の最低登録資本金制度が取られているのではないかとと思われる。

なお、消費金融会社の最低登録資本金が、自動車金融会社より低い水準であることの原因としては、消費者金融会社の融資対象商品が自動車以外の耐久消費財のため、自動車より金額が小さいことではないかと推察される。

消費金融会社の董事及び高級管理職員に対しては、銀监会の就任資格審査制度が実施される（第10条）。就任資格審査制度を満たす董事及び高級管理職員が必要な点は、消費金融会社の申請の条件になっている（第5条第4号）。就任資格審査制度については、銀行業監督管理法第20条において、銀行業金融機構の董事及び高級管理職員に実施するとされ

¹³ 中国では、会社の資本制度について「法定資本制」（主に大陸法系の国において採用されている）、「授權資本制」（主に英米法系の国において採用されている）、「折衷資本制」（前二者の一部の特徴をそれぞれ有し、融合されたもの）の三種類があるという学説が存在し、この学説は、2005年会社法改正の前は法定資本制、2005年会社法改正後は折衷資本制を採用されていると主張する。しかし、筆者（熊）は、中国の会社資本制度については、2005年改正前後で、資本制度が変わったのは、登録資本金の払込み方法は一括から2年以内に分割できることだけであり、これはあくまでも登録資本金の払込み方法の変化に過ぎず、資本制度自体は変わっていないと考える。

ており、金融リース会社、信託会社等銀監会の認可を得て設立される会社の根拠法にも、同様の規定がある。

(3) 業務範囲及び経営規則（第3章）

消費金融会社の業務範囲は次の通りである（第16条）。

- ① 個人耐久消費財貸付の取扱い
- ② 一般用途の個人消費貸付の取扱い
- ③ 信用貸付資産譲渡の取扱い
- ④ 国内のコール取引
- ⑤ 国内金融機構からの借入
- ⑥ 認可を経た金融債券の発行
- ⑦ 消費金融に関連するコンサルティング及び代理業務
- ⑧ 消費貸付に関連する保険商品の代理販売
- ⑨ 固定収益類証券の投資業務
- ⑩ 国銀行業監督管理委員会の認可するその他の業務

「個人耐久消費財貸付」とは、「消費金融会社がディーラーを通じて借入人に対し実行する約定に係る家庭用電気器具及び電子製品等の耐久消費財（建物及び自動車を含まない）の購入に用いる貸付」のことである（第34条）。また、「一般用途の個人消費貸付」とは、「消費金融会社が直接に借入人に対し実行する個人及び家族の旅行、結婚、教育及び内装等の消費事項に用いる貸付」（第35条）のことである

消費金融会社は、耐久消費財貸付の実績があり、かつ返済履歴の良好な借入人に対してしか、資金用途を限定されない一般用途の消費者貸付を行うことはできない（第17条）。また、個人借入人の月収5倍を超える金額の与信供与は禁止されている（第18条）。

日本では、2006年に成立した貸金業法により、2010年6月18日より、貸金業者からの借入が年収の3分の1を超える場合には、貸金業者から新たな借入ができないという総量規制が施行されたが、消費金融管理弁法では、公布、施行時より、多重債務者問題を念頭においた規制をおいている。総量規制の対象として、当該消費金融会社の借入のみを考慮すればいいのか、銀行業金融機構やその他の金融機構の借入まで考慮すべきなのかという点については、現在調査中である。もっとも、消費金融会社が、全国に4社しかなく、しかも違う都市に開業している現状を鑑みると、当該消費金融会社の借入のみを考慮しているのでないかと考える。

消費金融会社は、インターバンク市場であるコール取引に参加できる（第16条第4号）。中国では、2007年7月9日公表された「コール管理弁法」（8月6日施行）により、市場参加者の範囲を拡大し、銀行業金融機構以外の6種類の非銀行業金融機構（財務公司、

信託会社、資産管理会社、金融リース会社、自動車販売金融会社、保険資産管理会社)の参加を許可していたが¹⁴、消費金融管理弁法施行にあっても、同様の措置がとられたものである。なお、コール借入比率は、資本総額の100%を上回ることはいできない(第20条第2号)。

消費金融会社は、銀監会の認可を得て金融債券の発行ができる。金融リース会社においても、同様の規定がある(金融リース会社管理弁法第22条)。

この点について、「全国銀行間市場における金融債券の発行管理弁法」(2005年4月27日公布、中国人民銀行令[2005]第1号)を確認したが、自動車金融会社、リース会社、小額貸付会社が、認可を経て金融債を発行できると明文化された条文は無い。

中国において、消費金融会社や金融リース会社が金融債券を発行するにあたり、どのような認可条件が課されるのか、日本の出資法と同種の規定¹⁵があるのかといった点については、更なる調査が必要である。

消費金融会社は、高度なリスク管理体制の構築が求められていると考えられる。

例えば、慎重な貸倒準備制度を確立し、十分な額の貸倒準備金を計上しなければ、利益分配を行うことはできない(第21条)¹⁶。

また、消費貸付利率については、リスクプライシングメカニズムの確立が求められ、プライシングがリスクを全面的にカバーすることという努力義務が課されている(第23条)。

さらに、虚偽申請を十分に識別することによる詐欺行為の防止が可能な業務フロー構築が求められている(第24条)。

消費金融会社はリスク管理体制構築にあたり、貸倒引当金を積むことが重要なファクターになっている。株主に対し、3年間の譲渡制限を課していることを合わせて考えると、高金利で高収益をあげ、短期間で高配当を得た後、倒産するような消費金融会社を排除することはもちろんのこと、それによって金融秩序を攪乱するなど社会問題を起こすような事態を未然に防ぐための規定だと思われる。

消費金融管理弁法は、消費金融会社に対し、高度なリスク管理体制の構築を要求する代わりに、貸付施策の決定及びリスク統制に係る核心的技術と密接に関連する業務以外の業務については、外部委託を認める規定がある。もっとも、外部委託にあたっては、外部委

¹⁴ 神宮健「人民元国際化と中国の金融債券市場の整備」季刊中国資本市場研究2010年冬号(公益財団法人野村財団、2010年)

http://www.nomurafoundation.or.jp/data/CCMR-3-4_WIN2010_05.pdf

¹⁵ 日本では、出資法の規制により、金融機関以外の業態が公衆の資金を集めることは禁止されており、1999年5月制定の「金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律」(ノンバンク社債法)で社債やコマーシャル・ペーパーの発行による資金調達が可能になった。

¹⁶ 金融リース会社にも、同様の規定がある(金融リース会社管理弁法第38条)。

託業務に関連する施策及び管理制度を制定する必要がある、これらには、当該施策の意思決定手続、外部委託先に対する評価及び管理並びに外部委託業務に係る情報の秘密保持性、安全性に係る内部統制措置及びコンティンジェンシープラン等が含まれている。さらに、消費金融会社は、外部委託契約に調印署名する前に、あらかじめ、中国銀行業監督管理委員会に対し、外部委託業務に係る主たるリスク及び想定されるリスクの回避措置等を報告する必要がある（第24条）、綿密な計画が必要であると考えられる。

日本では、債権回収は法律事務とされ、弁護士またはサービサー法による許可を受けた債権回収会社しか行うことができない。また、一時期、商工ローン業者等の悪質な回収行為が社会問題となったことがある。

中国では、債権回収の各場面では弁護士を活用することが一般的である。外国企業の場合は、中国法上、中国の人民法院で訴訟を提起し、弁護士を訴訟代理人として委任する場合には、中国の弁護士に委任しなければならないという制限もある。

現在、中国では、法律上、企業が「債権回収」を範囲とすることは認められていないが、商業信用調査、コンサルティング業等の名目で、債務者への弁済督促、交渉等を行う会社も、数多く存在する。これらの事実上の債権回収会社の一部は、脅迫等による違法な回収行為を行っていたことから、中国の労働・社会保障部は、「商帳管理師」（2006年10月以後、「商帳追収入師」から名称変更）という新しい職業をもうけた。商帳管理師の職務内容は、合法的な債権の請求プロセスと回収技術を通じて、国内及び海外の債務者に対して、債権回収業務を行うこと¹⁷だが、小額貸付会社等消費者金融の分野の回収に、合法、非合法問わず、債権回収会社がどの程度活用されているかについては、更なる調査が必要である。

日本では、債権回収は法律事務とされ、弁護士またはサービサー法による許可を受けた債権回収会社しか行うことができないが、中国において、2012年6月末現在、回収業務に関する法規制は存在していない。消費金融会社に、借入人から提供される個人情報について、秘密保持義務を負う（第31条）。

中国における個人情報保護法については、草案はあるが成立の見込みは不明¹⁸という状況である。もっとも、2012年4月17日付で、中国ソフトウェア評価センターなど約30機関が共同で制定した国家基準「情報セキュリティ技術：公共および商用サービス情報システムにおける個人情報保護指針」が、国家基準の審査プロセスに基づき国家標準化管理委員

¹⁷ 日本貿易振興機構（ジェトロ）「中国における債権回収のポイント」（2009年1月）
<http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07000058/chinasaiken.pdf>

¹⁸ 安井久美「中国個人情報保護法草案の検討状況-草案の内容と課題」岡山大学大学院社会文化科学研究科紀要27号(2009年)
消費者庁「諸外国等における個人情報保護制度の監督機関」（2010年11月19日）
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/denshigyousei/dai4/siryoul_4.pdf

会に提出され、審査を受けている¹⁹という報道があるため、今後、個人情報保護法立法に向けての動きが加速化するのではないかと考える。

おわりに

本稿で確認した通り、中国の消費金融会社の開業は進んでいないが、2012年3月に開催された第11期全国人民代表大会において、中国の温家宝首相は、政府活動報告のなかで、個人消費拡大策について、新政策の検討を表明する等、今後も、民間消費刺激策として、消費者金融が重視される環境にある。

消費者金融市場の拡大に伴い、多重債務者問題、ヤミ金融問題も、顕在化することが考えられる。現在、「中華人民共和国消費者権利保護法」において、消費者金融の利用者は、「消費者」は含まれていないため、消費者金融から起因する紛争が発生した場合には、同法が適用されないと考えられる。しかし、近年、「金融消費者」概念を同法に追加し、消費者保護の対象にすべきという意見も多数ある。

今後も、中国の金融・資本市場制度の研究の一環として、消費者金融市場について、研究を続けていきたい。

¹⁹人民網日本株式会社「中国初、個人情報保護の国家基準がまもなく公布」
<http://j.people.com.cn/95952/7789941.html>

消費金融施行管理弁法

(2009年7月22日公布)

翻訳 熊 潔 (編集 茶 めぐみ)

目 次

- 第1章 総則 (第1条～第4条)
- 第2章 設立、変更及び終了 (第5条～第15条)
- 第3章 業務範囲及び経営規則 (第16条～第18条)
- 第4章 監督管理 (第19条～第32条)
- 第5章 附則 (第33条～第39条)

第1章 総則

第1条

消費金融業の発展を促進し、かつ、消費金融業務を經營するノンバンク金融機構の行為を規範化するため、「中華人民共和国銀行業監督管理法」及び「中華人民共和国会社法」等の法律法規に基づき、本弁法を制定する。

第2条

本弁法において「消費金融会社」とは、中国銀行業監督管理委員会の認可を経て、中華人民共和国国内に設立された、公衆の預金を吸収せず、小口及び分散を原則とし、中国国内居住者個人のため消費を目的とする貸付けを提供するノンバンク金融機構をいう。

第3条

消費金融会社の名称には、「消費金融」という字句を表示しなければならない。中国銀行業監督管理委員会の認可を経ないで、いかなる単位も、機構名称に「消費金融」という字句を使用してはならない。

第4条

中国銀行業監督管理委員会及びその派出機構は、法に従い消費金融会社及びその業務活動に対し監督管理を実施する。

第2章 設立、変更及び終了

第5条

消費金融会社の設立申請については、次に掲げる条件を具備しなければならない。

- (1)「中華人民共和国会社法」及び中国銀行業監督管理委員会の規定に合致する会社定款を有すること

- (2) 本弁法の規定に合致する出資者を有すること
- (3) 本弁法の規定に合致する最低限度額の登録資本金を有すること
- (4) 中国銀行業監督管理委員会が規定する就任資格審査制度の条件に合致する董事及び高級管理職員並びに消費金融業務を熟知している適格な従業員を有すること
- (5) 健全な会社統治、内部統制、業務手順、リスク管理等の完備された制度を有すること
- (6) 適格な営業場所、安全防御措置及び業務に関係するその他の施設を有すること
- (7) 中国銀行業監督管理委員会の定めるその他の慎重性の条件

第6条

消費金融会社の主たる出資者は、国内外の金融機構又は中国銀行業監督管理委員会が認可した主たる出資者となることができるその他の出資者でなければならない。かつ、次に掲げる条件を具備しなければならない。

- (1) 5年以上の消費金融分野の業務従事経験を有すること
- (2) 最近1年の年末の資産が600億人民元又は等価の自由兌換通貨を下回らないこと（連結財務諸表を基準とする）
- (3) 財務状態が良好であり、最近2年間の会計年度において連続して利益を計上していること（連結財務諸表を基準とする）
- (4) 信用・名誉が良好であり、最近2年以内に重大案件又は法律法規違反行為が発生していないこと
- (5) 資本参加の資金源泉が真実かつ適法であること。主たる出資者は、貸借資金に又は他人の委託資金により資本参加することはできない
- (6) 保有する消費金融会社の持分を3年以内に譲渡しないことを承諾し（但し、中国銀行業監督管理委員会が法により譲渡することを命ずる場合を除く）、かつ、設立予定の会社定款においてその旨を記載すること
- (7) 良好な会社統治機構、内部統制管理制度並びに健全なリスク管理制度を具備していること
- (8) 関係する監督管理部門の監督管理要求に適合していること
- (9) 国外の金融機構は、中国国内において代表所を設立して2年以上経過し、又は既に分支機構を設立して、中国の市場について十分な分析及び研究を有していなければならない。かつ、当該金融機構の所在する国又は地区の金融監督管理当局が既に中国銀行業監督管理委員会と良好な監督管理合同メカニズムを確立していること
- (10) 中国銀行業監督管理委員会の定めるその他の慎重性の条件

第7条

消費金融会社の一般出資者は、前条第(3)号乃至第(9)号所定の条件を具備しなければな

らない。なお、金融機構が一般出資者の場合は、当該金融機構の登録資本が 3 億人民元又は等価の自由兌換可能通貨を下回らないという条件を具備しなければならない。また、非金融機構が一般出資者の場合は、純資産率が 30 パーセントを下回らないという条件を具備しなければならない。

第 8 条

消費金融会社の登録資本は一括の払込貨幣資本でなければならない。最低登録資本金は 3 億人民元又は等価の自由兌換可能通貨でなければならない。

中国銀行業監督管理委員会は、消費金融業務の発展の状況及び慎重監督管理の必要に基づき、消費金融会社の最低登録資本金限度額を調整することができる。

第 9 条

消費金融会社は、業務発展の必要に基づき、中国銀行業監督管理委員会の認可を経て、分支機構を設立することができる。分支機構設立の具体的条件は、中国銀行業監督管理委員会が別途これを制定する。中国銀行業監督管理委員会の認可を経ないで、消費金融会社は、登録地の所在する行政区域外において業務を展開してはならない。

第 10 条

中国銀行業監督管理委員会は、消費金融会社の董事及び高級管理職員に対し、就任資格審査制度を実施する。

第 11 条

消費金融会社は、次に掲げる事項のいずれかを変更する場合は、中国銀行業監督管理委員会に報告し、認可を得なければならない。

- (1) 名称の変更
- (2) 登録資本の変更
- (3) 出資持分の変更又は出資持分の調整
- (4) 登記地又は営業場所の変更
- (5) 定款の変更
- (6) 董事及び高級管理職員の変更
- (7) 業務範囲の調整
- (8) 組織形態の変更
- (9) 合併又は分割
- (10) 中国銀行業監督管理委員会の定めるその他の変更事項

第 12 条

消費金融会社は、次に掲げるいずれかの状況にあるときには、中国銀行業監督管理委員会の認可後、解散することができる。

- (1) 定款所定の営業期間が満了し、又は定款所定のその他の解散事由が生じたとき
- (2) 定款所定の権力機構により解散が決議されたとき
- (3) 会社の合併又は分割により解散が必要となったとき
- (4) その他の法定事由

第 13 条

消費金融会社が解散し、法に基づく抹消又は破産宣告によって終了するときは、当該消費金融会社の清算に関する事項は、国の関連法律法規に従い処理する。

第 14 条

消費金融会社の設立、変更及び終了並びに董事及び高級管理職員の就任資格審査制度に係る行政手続については、中国銀行業監督管理委員会の関連規定に従い執行する。

第 15 条

消費金融会社は、設立、変更及び業務経営の過程において、外貨管理に関わる事項について、国の外貨管理の関連規定を遵守しなければならない。

第 3 章 業務範囲及び経営規則

第 16 条

中国銀行業監督管理委員会の認可を経て、消費金融会社は、次に掲げる人民元業務の一部又は全部を取扱うことができる。

- (1) 個人耐久消費材貸付の取扱い
- (2) 一般用途の個人消費貸付の取扱い
- (3) 信用貸付資産譲渡の取扱い
- (4) 国内のコール取引
- (5) 国内金融機構からの借入
- (6) 認可を経た金融債券の発行
- (7) 消費金融に関連するコンサルティング及び代理業務
- (8) 消費貸付に関連する保険商品の代理販売
- (9) 固定収益類証券の投資業務
- (10) 中国銀行業監督管理委員会の認可するその他の業務

第 17 条

消費金融会社は、過去に必ず当該消費金融会社で個人耐久消費材貸付の申請履歴があり、かつ、返済記録の良好な借入人対して一般用途の個人消費貸付を実行しなければならない。

第 18 条

消費金融会社が個人に対して実行する消費貸付の残額は、当該借入人の月収の 5 倍を超

えてはならない。

第4章 監督管理

第19条

消費金融会社は、中国銀行業監督管理委員会の関係規定に従い、会社統治機構及び内部統制管理制度を確立し、業務経営規則を制定し、健全で全面的かつ有効なリスク管理体系を確立しなければならない。

第20条

消費金融会社は、次に掲げる監督管理指標の要求を遵守しなければならない。

- (1) 資本充足率が10パーセントを下回らないこと
- (2) コール取引による借比比率が資本総額の100パーセントを上回らないこと
- (3) 貸倒準備金充足率が100パーセントを下回らないこと
- (4) 投資残額が資本総額の20パーセントを上回らないこと

関係する監督管理指標の計算方法については、中国銀行業監督管理委員会の非現場監督管理報告表指標体系の関係規定を遵守するものとする。

第21条

消費金融会社は、関係規定に従い、慎重な貸倒準備制度を確立し、貸倒準備金を遅滞なく満額計上しなければならない。消費金融会社は、貸倒準備金が満額計上できない場合は、利益分配を行ってはならない。

第22条

消費金融会社は、消費貸付利率のリスクプライシングメカニズムを確立し、資金原価、リスク原価、資本回収要求及び市場価格等の要素に基づき、法律法規により許可される範囲内において、消費貸付の利率水準を決定し、当該プライシングにより、リスクを全面的にカバーすることができるよう確保しなければならない。

第23条

消費金融会社は、有効なリスク管理体制及び信頼できる業務フローを確立し、虚偽の申請情報を十分に識別することにより、詐欺行為を防止しなければならない。

第24条

消費金融会社は、取扱い業務について、外部委託する必要がある場合には、外部委託業務に関連する施策及び管理制度を制定しなければならない。外部委託業務に関連する施策及び管理制度には、当該施策の意思決定手続、外部委託先に対する評価及び管理並びに外部委託業務に係る情報の秘密保持性、安全性に係る内部統制措置及びコンティンジェンシープラン等が含まれる。

消費金融会社は、外部委託契約に調印署名する前に、あらかじめ、中国銀行業監督管理委員会に対し、外部委託業務に係る主たるリスク及び想定されるリスクの回避措置等を報告しなければならない。

消費金融会社は、貸付施策の決定及びリスク統制に係る核心的技術と密接に関連する業務について、外部委託してはならない。

第 25 条

消費金融会社は、「商業銀行情報開示弁法」の関連規定に従い、情報開示制度を確立し、会社の財務会計報告、各種リスクの管理状況、会社統治及び当該年度における重大な事項等の情報を遅滞なく開示しなければならない。

第 26 条

消費金融会社は、規定に従い、財務諸表及び中国銀行業監督管理委員会の求めるその他の報告諸表を作成し、中国銀行業監督管理委員会に対し、提出しなければならない。

第 27 条

消費金融会社は、定期外部会計監査制度を確立し、かつ、各会計年度終了後の 4 か月以内に、法定代表者の署名による確認を受けた年度会計監査報告書を中国銀行業監督管理委員会に提出しなければならない。

第 28 条

消費金融会社は、中国銀行業監督管理委員会が法により行う検査監督を受けなければならないが、これを拒絶し、又は妨害してはならない。

中国銀行業監督管理委員会は、必要である場合には、会計事務所を指定して消費金融会社の経営状態、財務状態、リスク状況、内部統制管理制度及び執行状況等について、監査させることができる。

第 29 条

消費金融会社は、借入人の提供する個人情報について秘密保持義務を負い、みだりに第三者に漏洩してはならない。

第 30 条

借入人が契約の約定通りに借入金の元利金を返済しない場合は、消費金融会社は、法に従い、回収督促を行わなければならないが、脅迫、恐喝及び騒擾等の不正手段を講じてはならない。

第 31 条

消費金融会社が本弁法の規定に違反した場合、中国銀行業監督管理委員会は、期限を定めて、改善を命令できる。期限を過ぎても改めない場合、又はその行為が当該消費金融会社の安定的かつ健全な運営に重大に危機を及ぼし、顧客の合法的權益を害する場合は、中

国銀行業監督管理委員会は、状況に応じ、「中華人民共和国銀行業監督管理法」等の法律法規の規定に従い、業務の一時停止、株主の権利制限等の監督管理措置を講ずることができる。

第 32 条

消費金融会社に既に信用危機を発生し、又は発生するおそれがあり、顧客の合法的權益に重大に影響を及ぼすときは、中国銀行業監督管理委員会は、法に従い、当該消費金融会社に対し受託管理を実行し、又は機構再編を督促することができる。消費金融会社に違法経営又は不当な経営管理等の事由があり、これを取り消さなければ金融秩序に深刻な危害を及ぼし、公衆の利益を損ねるおそれのある場合には、中国銀行業監督管理委員会は、当該金融会社の認可を取消す権限を有する。

第 5 章 附則

第 33 条

第 6 条において「主たる出資者」とは、出資比率が設立予定の消費金融会社の登録資本の 50 パーセントを下回らない出資者をいう。第 7 条において「一般出資者」とは、主たる出資者を除くその他の出資者をいう。

第 34 条

第 16 条において「個人耐久消費財貸付」とは、消費金融会社がディーラーを通じて借入人に対し実行する約定に係る家庭用電気器具及び電子製品等の耐久消費財（建物及び自動車を含まない）の購入に用いる貸付をいう。

第 35 条

第 16 条及び第 17 条において「一般用途の個人消費貸付」とは、消費金融会社が直接に借入人に対し実行する個人及び家族の旅行、結婚、教育及び内装等の消費事項に用いる貸付をいう。

第 36 条

香港、マカオ及び台湾地区の出資者による消費金融会社の設立については、国外出資者の条件を適用する。

第 37 条

本弁法における「以上」には、いずれも当該数又は当該クラスを含む。

第 38 条

本弁法の解釈は、中国銀行業監督管理委員会が責任を負う。

第 39 条

本弁法は、公布の日から施行する。